

一般財団法人砂防フロンティア整備推進機構定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人砂防フロンティア整備推進機構と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 この法人は、理事会の決議を経て、必要な地に從たる事務所を設置することができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域又は土砂災害警戒区域（以下「砂防指定地等」という。）及びその周辺の保全整備と管理に関する調査研究を行うとともに、砂防事業等に関連する地域の利用並びに活性化のための調査研究を行い、その成果を幅広く社会に提供することにより、砂防事業等に対する一般の認識を深め、もって国土の保全と安全で快適な国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 砂防指定地等及びその周辺の保全整備と管理に関する調査研究並びに情報提供、提言及び指導
 - (2) 砂防指定地等及びその周辺の危機管理体制の整備等に関する調査研究
 - (3) 砂防事業等に関連する地域の利用並びに活性化のための調査研究
 - (4) 砂防指定地等及びその周辺の情報の管理に関する調査研究
 - (5) 砂防指定地等の指定・公示に関する調査・研究
 - (6) 砂防指定地等の指定・公示に係る技術的支援等に関する調査研究
 - (7) 前各号に関する業務の受託
 - (8) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号に規定する事業については、全国の都道府県の区域内において行うものとする。

第3章 財産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産を基本財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までには理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号から第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号から第7号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 収支計算書
- (5) 貸借対照表
- (6) 正味財産増減計算書
- (7) 貸借対照表及び正味財産増減計画書の附属明細書

- 2 前項各号の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、従たる事務所にその写しを3年間備え置くものとする。これらのうち、公益目的支出計画実施報告書については、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

- 3 定款については、主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第9条 この法人に評議員4名以上7名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議をもって行う。

2 評議員はこの法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。また、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬)

第12条 評議員に対して、各年度の総額が20万円を超えない範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給する。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任及び解任並びに理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額並びに理事及び監事の報酬等の支給の基準
- (3) 貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書並びに収支計算書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 事業の全部又は一部の譲渡
- (6) 残余財産の帰属の決定
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、臨時評議員会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき副理事長が招集する。

3 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第17条 理事長は、前条の規定により評議員会を招集するときは、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。ただし、評議員の承諾を得た場合には、書面の通知に代えて、電磁的な方法により通知を発することができる。

2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、会議の都度、出席した評議員の中から互選により定める。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(決議の省略)

第20条 理事が評議員会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した代表理事は、前項の議事録に記名押印する。

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間、従たる事務所に5年間備え置かなければならない。前条の規定により作成した評議員会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

第6章 役員

(役員の設定)

第22条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 4名以上7名以内
- (2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を理事長、理事長以外の理事のうち1名を副理事長とする。
- 3 前項の理事長及び副理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する代表理事とする。

（役員を選任）

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事はこの法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

（理事の職務及び権限）

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長は、理事長を補佐し、この法人を代表し業務を執行する。
- 3 理事長及び副理事長は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、増員により選任された理事の任期は、評議員会で定めるところとすることができる。
- 3 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 5 理事又は監事については、再任を妨げない。
- 6 理事又は監事が第22条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれに新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- （1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- （2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員報酬)

第28条 理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事に対しては、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第7章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、副理事長が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、副理事長が理事会の議長となる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

3 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

4 前項の規定は、第24条第3項に規定する報告については適用しない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した理事長及び副理事長並びに監事は、前項の議事録に記名押印する。

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。前条第2項の規定により作成した理事会の決議の首略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

第8章 顧問、研究顧問及び参与

(顧問、研究顧問及び参与)

- 第35条 この法人に、顧問、研究顧問及び参与を若干人置くことができる。
- 2 顧問、研究顧問及び参与の選任及び解任は、理事会の決議により行う。
 - 3 顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対して意見を述べることができる。
 - 4 研究顧問は、この法人の業務のうち、調査研究の実施について指導し、及び助言する。
 - 5 参与は、この法人の業務のうち、理事長が定める特定の事項を処理する。
 - 6 顧問、研究顧問及び参与の任期は、2年以内で理事会が定める。ただし、再任を妨げない。
 - 7 顧問、研究顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、常勤の顧問、研究顧問及び参与に対しては、評議員会において定める総額の範囲内において、評議員会で定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
 - 8 顧問、研究顧問及び参与には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第9章 賛助会員

(賛助会員)

- 第36条 この法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする個人又は団体を賛助会員とすることができる。
- 2 賛助会員に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第10章 砂防フロンティア研究所

(設置等)

- 第37条 この法人の調査研究を推進するため、主たる事務所に砂防フロンティア研究所を設置する。
- 2 砂防フロンティア研究所の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第11章 事務局

(事務局)

- 第38条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置し、必要な職員を置く。
- 2 事務局の職員は、法令で別段の定めがある場合を除き、理事長が任免する。
 - 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、評議員の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(解散)

第40条 この法人は、法令で定められた事由によって解散する。

(剰余金の処分制限)

第41条 この法人は、剰余金の分配をすることができない。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第13章 公 告

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第14章 補 則

(委任)

第44条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、理事長 森 俊 勇、副理事長 金 盛 弥とする。

附 則

この定款は、令和2年3月12日から施行する。